

宮城県の製造業等向け海外販路開拓支援補助金情報のお知らせ

宮城県では、県内事業者の海外ビジネス推進を支援するため、食品を除く製造業・情報通信業等、一定の要件を満たす事業者には「宮城県海外販路開拓支援事業補助金」を交付しています。同補助金は、海外企業との商談に係る渡航費・通訳雇用費や、海外商談会等への出展費用、企業・製品に係る資料・ホームページ等の翻訳費用等に活用できます。

◆ 対 象 者

以下1から4の“全て”を満たす事業者の方

1. 宮城県内に登記簿上の本店または事業所を有する中小企業者であること
2. 製造業・情報通信業等（食品を除く）を主たる事業として営む者であること
3. 自らが製造した製品について、上記本店等が主体として海外販路開拓等の計画を有すること
4. みなし大企業でないこと

◆ 対 象 経 費

- ・ 海外企業との商談、現地代理店等協力企業との面談・会議費用（航空券代、宿泊料、通訳雇用費）
- ・ 海外で開催される専門分野等の学術会議での発表に係る費用（航空券代、宿泊料）
- ・ 海外で開催される商談会等への出展費用（オンライン出展を含む）および展示物の輸送費用
- ・ 自社および自社製品の紹介資料、自社ホームページの外国語版作成時の翻訳費用

注. いずれも2024年3月1日（金）までに事業が完了し、支払いを終了したものに限られます。

◆ 補助率・補助上限額

対象経費の1/2以内（補助上限額50万円）

- ・ 予算の範囲内で、年度内に1事業者あたり50万円に限り、複数回申請することができます。
- ・ 同一内容（経費）に対する国・県・市町村およびその他団体等による補助金・交付金等の併用はできません。

◆ そ の 他

本補助金の詳細につきましては、別紙のチラシのほか、宮城県のホームページをご覧ください。

【URL】

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kokusaibiz/r5hanrohojo.html>



【お問合せ先】

七十七銀行 市場国際部 アジアビジネス支援室
TEL.022-211-9880

【Global Letter NEXT ホームページ】

その他の記事はこちらからご覧ください。

https://www.77bank.co.jp/kokusai/globalletter_next/



本紙記載の内容につきましては、当行が信頼できると考える情報に基づき作成しておりますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談いただくようお願い申し上げます。

令和 5 年度 宮城県海外販路開拓支援事業補助金 対象事業者募集のお知らせ!

県では、県内事業者の海外における新たな販路開拓を支援する「宮城県海外販路開拓支援事業補助金」の対象事業者を募集しています。支援対象地域での事業展開の一助としてご利用ください。

■対象者

以下1から4の“全て”を満たす事業者の方

1. 宮城県内に登記簿上の本店又は事業所を有する中小企業者であること
2. 製造業・情報通信業等(食品を除く)を主たる事業として営む者であること
3. 自らが製造した製品について、上記本店等が主体として海外販路開拓等の計画を有すること
4. みなし大企業でないこと



■対象経費

1. 海外企業との商談に係る経費
2. 海外の現地代理店等協力企業との面談・会議に係る経費
3. 海外で開催される専門分野等の学術会議での発表
4. 海外で開催される商談会・展示会等への出展に係る経費
5. 企業・製品に係る資料HP等の翻訳に係る経費

■補助限度額

50万円以内

■補助率

1/2

■留意事項

- 対象となるのは、交付決定日から令和6年3月1日(金)までの間に補助対象事業を完了し、支払いまで終了した分です。
- 補助対象事業の着手(航空券の購入等)は、原則交付決定後に行う必要があります。ただし、やむをえない事情等がある場合、交付決定前着手届を提出することにより、事前着手が可能となりますが、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自己責任となりますのでご注意ください。
- 同一の内容(経費)に対する国や県、市町村又はその他団体等による補助金・交付金等との併用は認めません。また、この補助金の利用は、1つの対象国又は地域につき3年度までを限度とします。
- 上限額内であれば、年度内に複数回ご利用いただけます。ただし、その都度申請書等を提出していただく必要があります。
- 詳しくは、裏面記載の申込み・お問い合わせ先までご連絡ください。

■補助対象経費

1.海外企業との商談及び現地代理店等協力企業との面談・会議に係る経費

補助対象経費	
航空券代	・ 1 回の出張につき 2 名分まで ・ エコノミークラスの利用に限る ・ 航空賃及び空港利用税等関係経費往復分が対象
宿泊料	・ 事業実施のために必要な日数のうち、県が認めた日数 ・ 県の規定に準じて上限額を定める
通訳雇用費	・ オンライン商談での利用も可 ・ 同一業務時間中は 1 名分のみ ・ 事業実施のために必要な日数のうち、県が認めた日数

2.海外で開催される専門分野等の学術会議での発表

補助対象経費	
航空券代	・ 1 回の出張につき 1 名分まで ・ エコノミークラスの利用に限る ・ 航空賃及び空港利用税等関係経費往復分が対象
宿泊料	・ 事業実施のために必要な日数のうち、県が認めた日数 ・ 県の規定に準じて上限額を定める

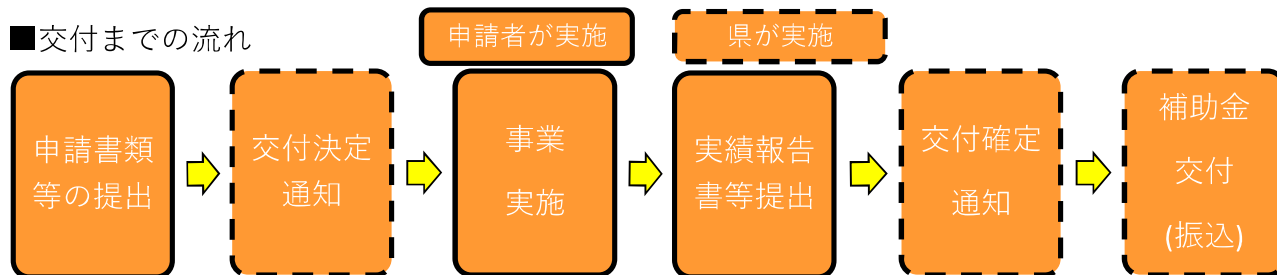
3.海外で開催される商談会・展示会等への出展費用

補助対象経費	
出展費	・ 出展に際して必要となる最小限度のスペース及び備品等で県が認めたもの ※商談会が開催されなかった場合のキャンセル料金は対象外
展示物の輸送料	・ 展示物に限る
オンライン展示商談会への出展基本料	・ 開催期間が 30 日以内であること ※商談会が開催されなかった場合のキャンセル料金は対象外

4.企業・製品に係る資料・HP等の翻訳経費

補助対象経費	
翻訳経費	・ 自社製品の紹介資料等や外国版HP作成時にかかる翻訳経費が対象 ・ 印刷費やサイト構築等に係る費用は対象外 ・ 経済性の観点から原則 2 社以上から相見積もりをとり、最低価格を提示した者を選定すること等。

■交付までの流れ



申込み・問い合わせ先	担当部署：宮城県経済商工観光部国際ビジネス推進室 国際ビジネス推進第一班 住 所：仙台市青葉区本町三丁目 8 - 1 TEL：022-211-2962 FAX：022-268-4639
------------	---